

介護サービス事業者の業務管理体制の確認検査実施要領

平成22年6月3日	制定
平成26年4月1日	一部改正
平成28年4月1日	一部改正
平成28年11月15日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
平成30年11月21日	一部改正
平成31年4月25日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正

第1 目的

この要領は、沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課（以下「本庁」という。）及び福祉事務所が、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077老健局長通知）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査

1 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、概ね6年に1回、次の手順により実施するものとする。

- (1) 実施計画の策定
- (2) 検査の実施通知（別紙様式1）
- (3) 検査の実施

① 報告等の徴収

届出事項の関係書類等の提出を求め、業務管理体制の整備及び運用状況について確認する。

② 出頭の要求

①で不備や不明瞭な事項がある場合、従業者から運用状況を聴取し、必要に応じて改善を求める。（改善報告書の提出）

③ 立入検査の実施

②で改善が見込まれない場合、役職員との面談方式で、運用実態を検証する。

④ 実地指導との併行検査

介護保険法第24条に基づく実地指導において、一般検査を実施することが効果的な場合には併行して実施する。

その場合、検査の実施通知（別紙様式1）により（別紙様式7）業務管理体制の整備に係る一般検査調査票の提出を事前に求め、当該調査票に基づき、業務管理体制の整備及び運用状況について確認する。

一般検査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日検査の結果通知（別紙様式1-2）によってその旨の通知を行うものとする。

2 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発生した場合に、その事業者に対し、次の手順により実施するものとする。

（1）立入検査の通知（別紙様式2）

※ 実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合は、事前に通知をせず、立入時に速やかに告知することも可能とする。

（2）立入検査の実施

① 業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、取消処分相当事案が業務管理体制のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証する。

② 事業者の組織的関与の有無を検証する。

第3 行政上の措置等

1 改善勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。（別紙様式3）

2 改善命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。（別紙様式4）

3 命令違反の通知

命令を受けた介護サービス事業者が、命令に違反したときは、関係都道

府県知事又は関係市町村長に通知するものとする。(別紙様式5)

4 権限行使の通知

都道府県知事又は市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、求めのあった都道府県知事市町村長に通知するものとする。(別紙様式6)

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である都道府県知事又は市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

第4 特別な措置

第2の1の一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置(命令)に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年 6月 3日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 11月 15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。